

亀山市告示第195号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成26年亀山市告示第137号）第5条第3項の規定により放置自転車等を保管したので、同要綱第6条第1項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該放置自転車等の利用者等は、亀山市建設部都市整備課に申し出ること。

令和5年12月25日

亀山市長 櫻井義之

1 放置自転車等の型式、車体番号等

放置自転車等の型式	車体番号	放置されていた場所	塗色	防犯登録番号
自転車（不明）	GC9A13065	亀山駅東駐輪場	黒	三重県警察 09-K-20355
自転車（不明）	LIB09629	亀山駅東駐輪場	銀	三重県警察 08-H-63939
自転車（不明）	LY16G0824	亀山駅東駐輪場	銀	三重県警察 08-K-24864
自転車（不明）	LFK39844	亀山駅東駐輪場	黒	防犯登録なし
自転車（不明）	LEB35937	亀山駅東駐輪場	黒	三重県警察 08-K-49628
自転車（不明）	不明	亀山駅東駐輪場	黒	三重県警察 08-K-27869
自転車（不明）	SVE309732	亀山駅東駐輪場	紺	愛知県警察 21-オ-85450
自転車（不明）	ZXL2035620	亀山駅東駐輪場	黒	三重県警察 12-K-81699
自転車（不明）	不明	亀山駅東駐輪場	黒	三重県警察 08-K-33360

2 保管場所 亀山駅西駐輪場

3 保管期間 令和5年12月19日から令和6年3月22日まで

4 保管期間を経過した場合には、処分を行う。